



Happy New Year

本年が皆様にとりまして幸せな年でありますようにお祈りします。
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

5日 小寒, 7日 七草, 11日 鏡開き, 13日 成人の日, 20日 大寒

January 案内 <今月の手続き関係>

① 給与支払報告書の提出 (1月1日現在のもの) [市区町村]
は 1月31日まで

② 労働保険料納付<延納第3期分>・・・通常納付は1月31日ですが、労働局で口座振替手続きしている場合には、2月14日です。また、労働保険事務組合「愛知中央SR経営労務センター」委託の事業所様は 1月27日に口座振替となりますのでよろしくお願い致します。

納期		第1期	第2期	第3期
口座振替 納付日	年間	9月6日	11月14日	2月14日
通常納付期限		7月10日	10月31日	1月31日

☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) 健康保険 49.85 (愛知) / 1000、介護保険 7.75 / 1000
厚生年金保険 85.6 / 1000 雇用保険 5 / 1000 (建設業 6 / 1000)

2. 名言名句

「大丈夫！チェルノブイリの近くに住んでいた両親から生まれたのに、こんなに元気よ！」
「私は今まで他のプレーヤーを目指したことはありません。私が目指したのは両親だけですから。」
マリア・シャラポア

1月3日にTVで女子テニスのスーパースターのロシアの「マリア・シャラポア」のドキュメントを見ました。あのチェルノブイリ事故で被災し移住を余儀なくされた両親を持ち、また極貧生活にもかかわらず父親がわが娘のためにテニスに打ち込ませ、17歳にして世界一になったという超絶な人生。トッププレーヤーになっても初心を忘れず、また国連開発計画親善大使に任命されており、東日本大震災後にも来日。被災地を訪れたときに彼女だから言えた言葉。

3. 法律ワンポイント・情報

非ブラック企業!? 「若者応援企業」って何?

「ブラック企業」という言葉が浸透しつつありますが、厚生労働省の審査を受けて「非ブラック企業」のお墨付きをもらい、学生らにアピールする企業が増えているようです。同省は今年4月、若者を積極的に雇用・育成する企業を認定する「若者応援企業宣言事業」をスタートさせましたが、今年10月末時点でこの宣言をした企業は4,375社に上っているそうです。

「若者応援企業」の定義

「若者応援企業」とは、一定の労務管理体制が整備されており、若者のための求人を出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業のことをいいます。

「若者応援企業」の基準は? 以下をすべて満たしている必要があります。

- (1) 学卒求人など、若者対象のいわゆる「正社員求人」をハローワークに提出すること
- (2) 「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること

- (3) 過去3年度分の新卒者の採用実績および定着状況などの就職関連情報を開示していること
- (4) 労働関係法令違反を行っていないこと
- (5) 事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
- (6) 新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
- (7) 都道府県労働局・ハローワークで取り扱っている助成金の不支給措置を受けていないこと

「若者応援企業」を名乗るメリット

- (1) ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できるため、会社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できる。
- (2) 都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表するため、会社の魅力を広くアピールできる。
- (3) 就職面接会などの開催について積極的に案内するため、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できる。
- (4) 「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができる。

4. 統計・情報

- ① 厚生労働省は「ブラック企業」対策として、ハローワークを通じて大学生らを採用する企業に対し、来年度から離職率の公表を求めることを決定した。求人票に過去3年間の採用者数と離職者数の記入欄を設ける。ただし、記入は強制とはしない考え。(12月2日)
- ② 政府が来年4月からの消費税増税に備えた経済対策として、児童手当を支給している世帯に子ども1人当たり1万円の一時金を上乗せして支給する方向で調整に入った。子育て世帯の負担を軽くし、家計を支援することにより景気の腰折れを防ぐのが狙い。(11月30日)
- ③ 厚生労働省は、労働者派遣制度の見直し案を労働政策審議会の部会に示した。最長3年としている派遣社員の受け入れ期間の上限をなくし、無期限で働き続けられるようにする。また、通訳などの「専門26業務」の区分についても廃止する。来年の通常国会に労働者派遣法の改正案を提出し、2015年の施行を目指す。(12月13日)
- ④ 国立社会保障・人口問題研究所の発表によると、2011年の年金・医療・介護などの社会保障給付費が107兆4,950億円(前年度比2.7%増)となり、過去最高を更新したことがわかった。内訳をみると、年金が53兆623億円(同0.2%増)で全体の49.4%を占め、医療は34兆634億円(同3.5%増)、介護は7兆8,881億円(同5.1%増)だった。(12月7日)
- ⑤ 雇用保険法見直しの最終報告が厚生労働省の審議会ですとまり、教育訓練給付は「原則2年(最長3年)、年間48万円」を上限に費用の最大6割を補助することが決定した。育児休業給付については、半年間に限り「賃金の2分の1」から「賃金の3分の2」に引き上げる。同省は来年の通常国会に改正案を提出し、来年4月以降、順次施行を目指すとしている。(12月27日)



2014年が明けました。いよいよ4月には消費税が8%へ、昨年からは始まっている復興特別所得税、可処分所得はますます少なくなる？アベノミスクが吉と出るのかどうか、本当に景気を良くしてくれれば良いですが。

毎年12月に冬の富士山を眺めに、「三保の松原・山中湖・そして南廻りで御胎内温泉・十里木の展望台」にて、そのすそ野広がる堂々たる雄姿からパワーを充填してまいりました。

年々労使トラブルが増加してきておりますが、起きてからではなくその予防を整備することに重点を置き、自分の職務を遂行するため限界を自分で設定せずに精進してまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。(S)



十里木展望台から

win-win